

市民文教委員会

中区

公文書複写費用の債権放棄について

1 概要

(1) 経緯

- ・債務者Aは、平成31年4月3日及び令和元年5月10日に保有個人情報開示請求における公文書複写費用(4月分110円、5月分30円、計140円)について、生活保護受給を理由に、複写費用の免除申請を行ない、支払いを拒否した。
- ・市は、複写費用には免除規定がないため、免除できない旨を債務者Aに説明し、納入通知書を手交するが、支払う態度を示さず、また、市が免除申請を拒否したことを不服として平成31年4月19日及び令和元年5月10日に審査請求を提起するが、市は、令和元年6月17日及び同年7月30日付け裁決書によりそれぞれ審査請求を却下した。
- ・市は、令和元年6月27日に特別郵便にて督促状を送付。令和2年1月10日及び同年2月10日に2度にわたり催告書を手交したが、債務者Aは支払い拒否。回収が著しく困難であり、かつ債権金額が少額であることから、浜松市債権管理条例第10条第3号により令和2年3月18日に徴収停止の措置を行った。

(2) 債権の種類

- ・その他の債権(私債権)

(3) 時効

- ・民法改正(令和2年4月)前 10年
- ・民法改正(令和2年4月)後 5年

※債務者からの「時効の援用」があったもの限り債権が消滅

2 債権放棄の内容

(1) 趣旨

- ・令和2年3月18日徴収停止から相当の期間を経過してもなお、回収が著しく困難であることから、浜松市債権管理条例第12条第1項第6号に該当し、債権放棄が必要であると考えた。
- ・このため、完納が期待できないこれらの債権について、令和3年2月25日開催の債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、徴収停止の措置をとった日から1年を経過した後においても、なお、これを履行させることが著しく困難又は不適當である場合に限り、浜松市債権管理条例第12条第1項第6号に該当し、放棄が妥当であるとの承認を得た。
- ・令和3年3月18日に徴収停止から1年を経過し、以降もなお回収の見込みがないため、浜松市債権管理条例の規定に基づき、令和3年3月25日に債権放棄を行った。

(2) 放棄年月日

・令和3年3月25日

(3) 債権放棄の内訳 件数：2件、放棄額：合計140円

	債務者氏名	滞納年度	滞納額(円)	放棄理由	適用条項
1	A	平成31年度～ 令和2年度	110	令和2年3月18 日、浜松市債権 管理条例第10条 第3号により徴 収停止	債権管理条例第 12条第1項第6 号
2	A	令和元年度～ 令和2年度	30		
合 計			140	—	—